主 文

本件申立を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和三三年一月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_